

広島県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の規定によって、次の者を認定特定非営利活動法人として認定した。

平成二十六年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	その他の事務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	当 該 認 定 の 有 効 期 間
特定非営利 活動法人中 国四国成年 後見センタ ー	井上 文伸	広島県尾道市 高須町四七八 八番地一一	なし	この法人は、地 域住民に対し、 成年後見人制度 を前提として、 高齢者及び障害 者等の財産管理 及び成年後見に 関する様々な問 題の解決に関し て相談業務を行 うとともに、成 年後見人制度に 関する情報収集 及び調査研究を し、広く知識の 啓発と普及、任 意後見人・任意 後見人監督人・ 法定後見人の受 託事業を行い、 人権の擁護の推 進を図ることを 目的とする。	平成二六年 一〇月二七 日から平成 三一年一〇 月二六日ま で